

高知県商工団体連合会 NO.835(50-19)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ http://kosityoren.web.fc2.com/

このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

知れば知るほど「困る」の声 多くの人に複数税率・インボイス制度の内容知らせよう

■秋の運動・拡大状況 (11/4)

	拡大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	1	0	0	1	0	1
香美郡	7	2	2	2	0	6
南国	3	1	3	2	0	2
高知	7	2	3	4	2	3
仁淀川	4	0	0	1	0	3
須崎	2	1	0	1	0	1
中村	8	0	4	0	0	5
計	32	6	12	11	2	21

成果会員: 読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

この間、中村・宿毛・清水の記帳学習会などで、消費税の複数税率・インボイス制度について学習してきましたが、知れば知るほど、帳簿や領収証の作成や経済的にも負担になることが明らかになっていきます。

○建設業・Aさん…外注や、応援の人からもらうのが『インボイスの領収証』やなかったら消費税申告のとき仕入税額控除に認めんがやったら、その外注や応援の人に頼むときは、「うちが国に治める消費税が高くなる」ことを分かったうえで頼むということになるがやね。ああ。

○飲食業・Bさん…帳簿や領収証らあ、いちいち8%、10%で書かないかんらあ、大変でえ！それが、うちらあみたいな食料品扱いようもんは、売上も仕入も経費も全部やる?! ややこしい、困る!

○スナック・Cさん…会社の

居酒屋会員(高知民商)のたたかいが他団体でも話題に

10月22日付商工新聞に載った高知民商・岡林さん(居酒屋)の税務調査のたたかいの記事が地域で話題になっています。地域の集まりで記事を読み合わせるグループもあります。

2018年10月22日(月曜日)

全国商工新聞

人権無視の不当な税務調査はね返す



民商の仲間と一緒(納税者の権利を無視した税務調査)のたたかい高知民商の岡林さん

支部の仲間が立ち会い

高知民商 岡林清明さん(32歳)居酒屋

「民商は心強い」

事前通知もなく早朝突然、税務署員が足元を踏んでくる。税務調査を強行。帳簿や資料、私物の日記まで持ち帰る。納税者の人権を無視したこんな不当な税務調査を受けたのは高知市内で居酒屋を営む岡林清明さん(32歳)。高知民主工工会(民商)に入会し、仲間と一緒(たたかい)のぼろ敷の修正申告を済ませることができました。手記を紹介します。

日記まで持ち帰る

民商の牧野事務局長から「税務調査のたたかいという強い思いがあるか?と問われた時、「もちろん、たたかいまま」と即答したことを今でも覚えています。

5月17日早朝、高知税務署の男5人の若い員が自宅の男主人の若い妻が自宅にいながら現れ、一方的な税務調査を九日受け、帳簿や伝票、妻の日記などを勝手に持ち帰られました。

税務署へ即抗議に

週明けに民商を訪ねて相談の男主人の若い妻が自宅にいながら現れ、一方的な税務調査を九日受け、帳簿や伝票、妻の日記などを勝手に持ち帰られました。

人の市議議員に加わっていき、税務署に抗議に行きました。民商の事務所に入り、から5分もたたないうちに、私は税務署へと車を走らせました。

納得して修正申告

電話をくれたのです。私は何が何だか分からないように、いま税務調査をされていると話し、「すぐに民商に相談したい」と強く勧められました。

ところが議員は入ってくるなり「第一書の立ち会いには認められない、われわれには秘密義務があるので、第三者がいる中で書類には答えられない、第二書を除いてください」と言い放ちました。

私は質問への回答が得られなかったため、伝票や帳簿などの提出を拒否したところ、税務署は私の仕入れ業者らに反問調査へ。しかし、その業者はあんならのおおかげで、大事な取引先を失った。調査には応じられない」と拒否しました。

出会ったばかりで会員でもない私の身に起こった出来事を、まるでわがごとくのように思っただけで、助けを求めようとしていた。民商という団体があることに涙が出るほど感動し、何よりも心強く感じた瞬間でした。

伝票や妻の日記は取り返せました。私一人がこんなに頑張った抗議したとしても、取り戻すことは到底無理だったでしょう。

伝票を買い取り取り戻して、支部の皆さんは、心からの励みや温かい応援の言葉を送ってくれ、調査にも立ち会ってくれました。「私は一人でできませんでした。自分自身で、これから自主記録・自主申告してくれる仲間たちがいる」という思いが私を突き動かしたいと思います。

所得税法56条で北川村、安田町の議員と懇談

11月6日、安芸民商理事・田中さん(北川村、喫茶さかや)の紹介で2名の村会議員と県婦協と安芸民商婦人部役員が懇談しました。資料も示しながら、説明。「青色申告にしたら」などの質問にも答えながら、田村成子県婦協会長が、家族従業者の実態、56条の不当性を熱く語りました。議員からは「12年も前に県議会で採択されているのに、今頃になって?もっと早く動かない」とのご指摘も受けました。最後は、「陳情を出してください。協力します」との言葉をいただきました。田中理事のお店での懇談だったこともあり、1時間を超す和やか意見交換でした。

午後からは、安田町の濱口議員(91歳)を訪問し、協力を訴えました。「いいことですね。議会事務局にも話をしているので、陳情書を出してください」と快諾。戦中、戦後、レットパーズなどのお話しもお聞かせいただきました。お話しの中では、高知民商創設者のひとり林田芳徳さん(故人)、県連も色々お世話になった小路貞次郎さんなど、懐かしいお名前も出てきました(入江)。

懇談には、県婦協片山澄子副会長、入江事務局、安芸民商近藤恵子婦人部長、森東事務局員も参加しました。

第7回記帳学習会をしました

1名入部しました

10月20日(土)、毎月恒例の「記帳学習会」を開催しました。この日の参加者は6名で、そのうち2名が初参加でした。出された質問も様々で、とても賑やかな学習会になりました。

【初参加者の感想】

初参加の方は慌てていたのか、資料が足らず、次回の学習会に参加するようにした方や、何のことも分からない方も参加していました。記帳学習会は何をしているのか一の話をして、「二人で記帳していてもウンザリして嫌になる。こへ来れば皆と一緒にできるから楽しいし、参加の意欲も出てきました」と感想を言われていました。

高知民商婦人部ニュース